



# 賃金構造基本統計調査

川口 大司

(東京大学教授)

鳥谷部貴大

(東京大学特任研究員)

## 1 はじめに

政策決定の場において、失業率や名目賃金は景気動向を把握するための重要な指標となっている。例えば、内閣府の月例経済報告では速報性を重視し、毎月行われている『労働力調査』や『毎月勤労統計調査』が参照されている。本稿で紹介する『賃金構造基本統計調査』は年次調査であるため、速報性にはすぐれないが、労働者属性ごとの詳細な賃金構造を把握するために用いられており、例えば日本銀行の展望レポートや中央最低賃金審議会の資料において参照されている。また、近年の例では同一労働同一賃金原則の法制化の参考資料として、川口(2018)は『賃金構造基本統計調査』を用いて、学歴や勤続年数等の様々な労働者属性を制御した上でも、契約期間や雇用形態による賃金差が存在することを示している。本稿では、『賃金構造基本統計調査』の特徴および使用に当たっての注意点についてまとめる。なお、『賃金構造基本統計調査』は通称で賃金センサスと呼ばれているが、センサスとは悉皆調査を指す言葉であり、後述の通り標本調査である本調査をセンサスと呼ぶことは誤解を招きやすいためここではあえてその通称を用いない。

## 2 調査の概要と特徴

### 概要

『賃金構造基本統計調査』は厚生労働省が毎年7月に実施し6月の実績を訊く調査で、常用労働者数が5人以上の民営事業所と10人以上の公営事業所が調査対象となっている。調査票は事業所票と個人票のふたつがある。事業所票では、企業規模、臨時労働者数、正社員数、正社員以外の労働者数、新規学卒者の初任給額及び採用人員数が訊かれている。個人票では、事業所が無作為抽出した労働者について、賃金台帳に基

づき、労働者の決まって支給する現金給与額(うち所定内給与額)、実労働日数、所定内実労働時間数、所定外実労働時間数、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数、前年の年間賞与その他特別給与額等を回答することとなっている。サンプルサイズは約7万8000事業所、165万労働者となっており、労働力調査のサンプルサイズが4万世帯、10万人であることと比べると、非常に大規模な調査であることがわかる。近年の調査の回収率は70%台で推移している<sup>1)</sup>。

### 特徴

『賃金構造基本統計調査』の最も重要な特徴の一つとして、賃金や労働時間を正確に把握できる点が挙げられる。日本の主要な労働統計として、『労働力調査』や『就業構造基本調査』があるが、前者は所得を訊いておらず、後者は50万円~100万円単位の所得カテゴリとしてしか訊いていない。また、『全国家計構造調査(旧全国消費実態調査)』や『国民生活基礎調査』など、一部の世帯調査では所得を連続値で訊いているが、労働時間や詳細な労働者属性を訊いておらず、これらの調査から、日本の賃金構造を包括的に把握することは難しい。他方、『賃金構造基本統計調査』では賃金台帳をもとに、実際の賃金および労働時間の連続値が労働者の詳細な属性とともに報告される。また、所得や労働時間の分類も細かく、所定内賃金、所定外賃金、前年賞与や所定内労働時間、所定外労働時間が調査されている。これらに加えて、『賃金構造基本統計調査』のサンプルサイズの大きさによって、様々な労働者属性ごとの賃金や労働時間の分布を推定することができる。したがって、『賃金構造基本統計調査』は日本の労働市場を分析する上で欠かせないデータであると言える。

また、世帯調査における所得や労働時間に関する質問はしばしば測定誤差が問題となるが、『賃金構造基本統計調査』の個人票は対象となった労働者が回答するのではなく、賃金台帳に基づいて回答されるため、測定誤差の問題を無視することができる。最近では労務管理や賃金計算を電子的なシステムで行っている企業が多く、代表的なシステムには『賃金構造基本統計調査』に回答するための変数を抜き出すための機能が搭載されている。このように抽出された電子情報をそのまま政府に提出することも許されており、転記に伴う測定誤差も最小化されるようになってきている。変数の測定誤差が小さいことは特に最低賃金に関する分析をする上で非常に重要で、正確な労働所得と労働時間に基づいて計算された時間当たり賃金なしには、最低賃金周りで賃金分布の密集（パンチと呼ばれる）を観察することは難しい。実際、Kawaguchi and Mori (2021) では『賃金構造基本統計調査』を用いて、最低賃金の変更が賃金分布へ与える影響を分析している。

『賃金構造基本統計調査』のもう一つの特徴として、長期間の時系列データが利用可能な点が挙げられる。『賃金構造基本統計調査』は前身の『個人別賃金調査』を含めて、昭和23年から毎年行われている。全てのデータが電子化されているわけではないが、昭和51年以降の公表値がウェブ上から入手できる。なお、平成11年以降のデータに関してはe-Statで提供されているが、それ以前のは独立行政法人労働政策研究・研修機構のウェブページで提供されている。調査票情報に関しては昭和55年、昭和60年、平成元年以降のデータが提供されている。『賃金構造基本統計調査』の時系列データとして用いる際には、2005年に行われた調査変更に伴う系列の断裂に留意する必要がある。この調査変更においては調査対象の労働者が変更されるとともに調査項目にも変更があった。関心のある読者は篠崎(2008)を参照されたい。

最後に、『賃金構造基本統計調査』の潜在的な利点について述べたい。『賃金構造基本統計調査』の抽出母集団は事業所母集団データベースと呼ばれるものであり、事業所や企業の活動状況を調査している経済センサスの抽出母集団と同じである。したがって、『賃金構造基本統計調査』と経済センサスは同一の事業所IDを持っているため、それをを用いて二つの調査をマッチし、雇用者—労働者マッチデータを作成することができる。また、『賃金構造基本統計調査』はサンプルサイズが大きく、一つの事業所が複数年に抽出されることは珍しくなく、事業所IDを用いることで、事

業所パネルデータを作成することも可能である。このようなデータの特性を用いることで、例えば、Harasztosi and Lindner (2019) のように最低賃金が就業率に与える影響だけでなく、企業活動に与える影響も分析することが可能となる。

### 変数の取り扱い

ここでは労働経済学の実証研究でしばしば用いられる『賃金構造基本統計』に基づく変数について紹介する。労働経済学の人的資本理論では労働者の単位時間当たりの生産性の決定を議論の対象とするため、時間当たり賃金を賃金の指標として用いることが多い。この際に取り扱いに迷うのは残業に対して支払われる手当やボーナスの取り扱いである。正社員を中心に残業やボーナスが無視できない役割を果たしていることを考えるとこれらを正しく取り扱うことが必要である。例えば雇用形態間の賃金格差はボーナスを含めた場合に拡大する傾向がある。そのため、『賃金構造基本統計調査』で聞かれる賞与等は前年の実績であることに留意しつつも、以下の式で時間当たり賃金を計算する先行研究が多い。

$$\text{時間当たり賃金} = (\text{決まって支給する現金給与額} + \text{前年賞与}/12) / (\text{所定内労働時間} + \text{所定外労働時間})$$

### 3 使用に当たっての留意点——統計の代表性

ここまで述べてきた通り、『賃金構造基本統計調査』は日本の賃金構造を把握するための重要な労働統計である。ここでは、『賃金構造基本統計調査』を使用する際に留意すべき点についてまとめる。本節の内容は筆者らが総務省統計局統計委員会担当室の委託研究としてメトリクスワークスコンサルティングと共同で行った「賃金関連統計の比較検証に関する調査研究」およびKawaguchi and Toriyabe (2022) に基づいているため、分析の詳細についてはこれらの文献を参照されたい<sup>2)</sup>。

#### 回収率

一般に、統計調査の質に対する懸念として調査の回収率が問題となることが多い。『賃金構造基本統計調査』もその例外ではなく1980年代には90%近くあった回収率が近年70%台まで低下している。もし、事業所の活動状況が調査回答に影響を与えるならば、回収率の低下は統計調査から得られる結果と実態との乖離が大きくなることを意味する。したがって、調査の回答確率の低い事業所属性を明らかにすることは、統計のバイアスの方向性や大きさを把握するために重

要である。

回収率が顕著に低い事業所の特徴として、小規模な事業所、都市部に位置する事業所が挙げられる。例えば、常用労働者数が100人以上の事業所の回収率が80%を超えるのに対して、常用労働者数が5~9人の事業所の回収率は50%ほどにとどまる。また、東京都・大阪府および政令指定都市・中核市の事業所の回収率も他地域の事業所と比べて低いことが明らかになった。これらの事業所属性は事業所母集団データベースに登録されている情報であり、調査回答に関わらずわかるため、事業所属性ごとの回収率を集計用乗率に反映させることでバイアスを回避することができる。

対処することの難しいバイアスが、観察されない要因に基づいた調査回答行動によるものである。通常、このようなセレクションは「観察されない要因」の定義上、分析することは非常に難しい。この問題を解決するために Kawaguchi and Toriyabe (2022) は、『賃金構造基本統計調査』において同一の事業所が複数年抽出されることがあることに着目し、事業所パネルデータを構築した。そして、前回調査時の事業所の平均賃金を「観察されない要因」とみなし、これが次回抽出時の回答確率に与える影響を分析した。分析の結果、前回調査時の賃金の影響は統計的には有意なもの、効果の大きさは小さく、前回調査時の平均賃金が10%上昇しても次回の調査回答確率の上昇は0.56ポイントにとどまることがわかった。したがって、賃金が高い事業所の方が調査回答しやすいという傾向があるものの、その影響は、観察される事業所属性を制御した上では非常に限定的であると言える。

上記の分析結果から、事業所規模や産業、地域ごとの回収率を集計用乗率に反映させることによって、調査未回答によるバイアスを小さくすることができると考えられる。令和元年調査までの集計用乗率には、層化抽出における抽出確率が反映されていたが、実際の回収率の違いは反映されていなかった。しかし、令和2年調査の調査方法の変更に伴い、集計用乗率に回収率が反映されるようになり、また、平成18年調査までの遡及集計結果も公表されている。この新しい集計方法によって、調査未回答によるバイアスを大きく抑制することができると期待される。

#### 調査対象者

『賃金構造基本統計調査』を利用する際のもう一つの注意点として、全ての事業所が調査母集団になっているわけではないという点が挙げられる。特に、賃金

分布の裾に関心がある場合に注意が必要である。具体的には、常用労働者数が1~4人の民営事業所やフリーランス労働者は調査対象となっておらず、これらの労働者は賃金が低い傾向があり、『賃金構造基本統計調査』を用いると賃金分布の低分位値を過剰推定してしまう恐れがある。事業所規模が1~4人事業所については国税庁が行っている民間給与実態統計調査を用いて補完することができる。同調査によると、1~4人事業所は事業所全体の83%、労働者全体の19%を占める。1~4人事業所を含めた平均賃金は含まない場合と比べて4%低くなることがわかった。フリーランス労働者については民間給与実態統計調査でも調査対象外なので、世帯調査に依るしかない。平成29年『就業構造基本調査』によると、フリーランス労働者（雇人のない自営業者）の平均年間所得は210万円で、フリーランス労働者以外の平均年間所得の355万円と比べると非常に低くなっている。ただし、フリーランス労働者の割合自体は全労働者の6%ほどと小さく、フリーランス労働者が調査対象から外れることによる平均年間所得の推定バイアスは2.5%である。

また、『賃金構造基本統計調査』の賃金には役員報酬が含まれないことにも注意が必要である。この点は特に同調査を用いて不平等の推定を行う際に問題となる。例えば、『賃金構造基本統計調査』を用いて計算した所得上位1%シェアと0.1%シェアはそれぞれ4.2%、0.65%なのに対し、役員報酬も含む民間給与実態統計調査を用いて計算した1%シェアと0.1%シェアはそれぞれ6.3%、1.6%である。また、トップシェアの水準だけでなくトレンドにも違いがみられ、『賃金構造基本統計調査』では2010年以降、所得のトップシェアは変化していないが、民間給与実態統計調査を用いた場合、シェアの上昇傾向が確認できる。

本節の内容をまとめると、『賃金構造基本統計調査』は調査対象としている母集団に対しては、適切なウェイトを用いて集計することで、バイアスを回避することができ、母集団を代表する統計量を得ることができ。ただし、賃金の低い傾向にある小規模事業所やフリーランス労働者や、所得分布と高分位値に寄与する役員報酬が含まれていない点には十分に気を付けて分析をする必要がある。

#### 4 応用例

『賃金構造基本統計調査』は研究者の間でも広く利用されており、その例として、本節では Kambayashi, Kawaguchi and Yokoyama (2008) と Hara (2018) を紹介したい。どちらの研究も『賃金構造基本統計調

査』の特性をうまく利用したものであり、同調査を用いた分析を検討している読者の参考になれば幸いである。

Kambayashi, Kawaguchi and Yokoyama (2008) は1989年から2003年の時間当たり賃金格差の推移とその要因を分散分解の手法を用いて分析している。本研究以前には、1990年代の賃金格差拡大が社会的に問題となっていた。特に、1990年代には高齢化や大学進学率の上昇等によって、労働者の構成が大きく変化していた時期であり、賃金格差の拡大が労働者構成の変化に起因するものなのか、それとも同じ属性を持つ労働者間の賃金格差に起因するものなのか議論されていた。しかし、当時は利用可能なデータが限られていたこともあり、研究者の間でもコンセンサスが取れていなかった。Kambayashi, Kawaguchi and Yokoyama (2008) は『賃金構造基本統計調査』の調査票情報を利用することで、1990年以降、賃金格差はむしろ縮小していることを示し、さらに、賃金格差の要因分解をすることで、学歴、勤続年数、事業所規模等の労働者・事業所属性のリターン、つまり、労働者のグループ間賃金格差が縮小している一方で、労働者構成の変化は賃金格差を拡大させ、また、同一の属性を持つ労働者内の賃金格差が拡大していることを明らかにした。そして、前者の効果が後者2つの効果を大きく上回っているため、全体としてみたときに賃金格差が縮小しているということがわかった。

Hara (2018) は男女間賃金分布の差を人的資本の違いによるものと人的資本のリターンの違いによるものに分解し、特に賃金分布の高分位点において、人的資本の違いによって説明できない男女差が大きいことを発見した。これは「ガラスの天井」と呼ばれており、欧米等の様々な国で確認されている現象である。Hara (2018) の興味深い点は、『賃金構造基本統計調査』が同一事業所内で複数の労働者をサンプリングしている点に着目し、女性労働者が低賃金の事業所へソーティングしているためにガラスの天井が起きているのか、それとも同一事業所内で女性がノンキャリア職に就いているためなのかを明らかにしたことである。分析の結果、どちらの経路もガラスの天井に寄与しているが、後者の経路がより重要であることがわかり、同一事業所内で同じ人的資本を持つ男女間でも昇進確率が異なることや昇進に伴う賃金上昇に男女差があることが示唆されている。

## 5 むすび

本稿では日本を代表する賃金統計である『賃金構造

基本統計調査』を初学者向けに解説した。回収率が落ち込んでいることや調査対象者が限定されていることなど若干の留意点はあるものの、大規模調査であり賃金台帳からの転記で正確な測定がなされている点など信頼性が高く、日本の賃金や労働時間を把握するためには欠くことのできない有用な調査である。

- 1) 令和2年度調査から事業所票と個人票はひとつの調査票に統合された。また、新規学卒者の初任給額及び採用人員の項目が削除されたかわりに、労働者情報に新規学卒者への該当性に関する項目が追加された。
- 2) 紙幅の都合上、本稿では2019年に発覚した統計不正問題について深く議論しない。『賃金構造基本統計調査』において行われた不正は主に3点ある。1) 調査員調査ではなく、郵送調査をしていた。2) 調査計画より早い提出期限を定めていた。3) バー、キャバレー、ナイトクラブを調査対象から除外していた。詳細については、総務省 (2019) を参照されたい。

## 参考文献

- 川口大司 (2018) 「雇用形態間賃金差の実証分析」『日本労働研究雑誌』 No. 701, pp. 4-16.
- 篠崎武久 (2008) 「『賃金構造基本統計調査』の調査方法変更と賃金格差の推移」『人文科学社会研究』 No. 48, pp. 131-144.
- 総務省 (2019) 「賃金構造基本統計問題に関する緊急報告——平成31年1月の基幹統計の点検に係る実務上の諸問題を中心として」。
- Hara, Hiromi (2018) “The Gender Wage Gap Across the Wage Distribution in Japan: Within- and Between-Establishment Effects,” *Labour Economics*, Vol. 53, pp. 213-229.
- Harasztosi, Peter and Lindner, Attila (2019) “Who Pays for the Minimum Wage?” *American Economic Review*, Vol. 109, No. 8, pp. 2693-2727.
- Kambayashi, Ryo, Daiji Kawaguchi and Izumi Yokoyama (2008) “Wage Distribution in Japan, 1989-2003,” *Canadian Journal of Economics*, Vol. 41, No. 4, pp. 1329-1350.
- Kawaguchi, Daiji and Yuko Mori (2021) “Estimating the Effects of the Minimum Wage Using the Introduction of Indexation,” *Journal of Economic Behavior and Organization*, Vol. 184, pp. 388-408.
- Kawaguchi, Daiji and Takahiro Toriyabe (2022) “Are Japanese Wage Statistics Representative?” CREPE Discussion Paper, CREPEDP-115.

かわぐち・だいじ 東京大学公共政策大学院・大学院経済学研究科教授。最近の論文に“Estimating the Effects of the Minimum Wage Using the Introduction of Indexation” *Journal of Economic Behavior and Organization*, Vol. 184, pp. 388-408 (共著, 2021年) など。労働経済学専攻。

とりやべ・たかひろ 東京大学大学院経済学研究科特任研究員。最近の論文に“An Assessment of Abenomics from the Labor Market Perspective,” *Asian Economic Policy Review*, Vol. 16, No. 2, pp. 247-278 (共著, 2021年)。労働経済学専攻。